

○世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付要綱

平成28年 3月18日告示第68号

改正

平成29年 3月30日告示第70号

平成30年 3月30日告示第83号

平成30年10月 1日告示第194号

令和 2年 3月27日告示第87号

令和 3年 3月29日告示第64号

令和 4年 3月24日告示第61号

令和 5年 3月31日告示第87号

令和 6年 3月 4日告示第63号

世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、世羅町外（以下「町外」という。）から世羅町への移住及び若年層の世羅町への定住を促進し、人口減少の緩和と地域経済の活性化を図るため、世羅町移住者等住宅支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、世羅町補助金交付規則（平成16年世羅町規則第39号）及び世羅町補助金交付要綱（平成16年世羅町告示第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 町外から世羅町内へ永住の意思を持って転入することで、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、世羅町の住民基本台帳に記録されるとともに生活の本拠を町内に置くことをいう。
- (2) 移住者 連続して5年以上町外に住所を有していて移住しようとする者、又は既に移住している者にあつては移住前に5年以上町外に住所を有していた者で移住後5年を経過していない者
- (3) 移住者等 第3条第2項に規定するこの補助金の全ての交付対象者
- (4) 住宅 一戸建ての建物（その敷地を含む。）で、居住の用に供するためのものをいう。ただし、居住以外の用を兼ねる建物である場合は、居住の用に供する

部分が当該建物の2分の1以上であるものに限る。

- (5) 空き家 世羅町空き家・空き地バンク設置要綱（平成27年8月10日告示第223号。以下「設置要綱」という。）第4条に規定する空き家・空き地バンク物件登録台帳に登録された空き家をいう。
- (6) 空き地 設置要綱第4条に規定する空き家・空き地バンク物件登録台帳に登録された空き地をいう。
- (7) 新築住宅 人の居住の用に供したことがない建物であって、建築工事完了から引渡しまで1年以内の、専ら居住の用に供する延べ床面積50㎡以上の家屋で、居室、台所、浴室、便所、洗面所、玄関を有しているものをいう。ただし、居住以外の用を兼ねる建物である場合は、居住の用に供する部分が当該建築物の床面積の2分の1以上かつ50㎡以上であるものに限る。なお、新築の建売住宅を含む。
(補助金対象事業及び補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれかを行う事業とする。ただし、2つ以上の事業をあわせて行うことはできない。

- (1) 新築事業 前条第4号及び第7号に規定する住宅を新築し、当該家屋に移住又は転居する事業をいう。
- (2) 空き家購入事業 前条第5号に規定する空き家を購入し、当該空き家に移住又は転居する事業をいう。
- (3) 空き地購入事業 前条第6号に規定する空き地を購入し、当該空き地に前条第4号及び第7号に規定する新築住宅を建築し、当該家屋に移住又は転居する事業をいう。

2 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 同一世帯となる予定者全員（以下、「世帯員全員」という。）が、前条第2号に規定する移住者である者、若しくは次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 空き家購入事業又は空き地購入事業の場合で、世帯員全員が45歳未満である者
 - イ 新築事業、空き家購入事業又は空き地購入事業の場合で、同一世帯に、経済、教育、医療、文化、芸術活動等において地域の活性化に寄与できると町長が特に認めた者がいる者

- (2) 10年以上継続して、その住所地に定住をする意思があると認められること。
- (3) 第5条第1項に規定する認定申請時に、世帯員全員が世羅町内に、対象住宅以外の住宅建設が可能な土地及び居住の用に供する建物（共同住宅、併用住宅を含む。）を所有していないこと。
- (4) 第5条第2項の認定を受けた日から1年以内に当該住宅へ移住又は転居するものであること。ただし、町長が特に必要と認める場合は、新築事業又は空き家購入事業においては規定の期間を1年間、空き地購入事業においては規定の期間を2年間延長することができる。
- (5) 過去において、世羅町の同種の補助金交付を受けたことがないこと。
- (6) 世帯員全員が世羅町及び移住前の住所地の市区町村において、市区町村税を滞納していないこと。
- (7) 空き家購入事業又は空き地購入事業については、設置要綱第9条に規定する空き家・空き地バンク利用登録台帳に登録された利用登録者であること。
- (8) 空き家購入事業又は空き地購入事業においては、空き家又は空き地の所有権を有する者の3親等以内の親族でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (10) 当該住宅又は土地が共有となる場合は、共有者のいずれか一人を交付対象とすること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める者でないこと。

（補助額及び補助対象経費）

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 新築事業に係る補助額は、本条第3項に定める補助対象経費に10分の1を乗じて得た額とする。ただし、上限額は60万円とする。
 - (2) 空き家購入事業に係る補助額は、補助対象経費に5分の1を乗じて得た額とする。ただし、上限額は60万円とする。
 - (3) 空き地購入事業に係る補助額は、本条第3項に定める補助対象経費に10分の1を乗じて得た額とする。ただし、上限額は100万円とする。
- 2 補助金の額は、前項に定める補助額に、それぞれ移住及び定住を促進することを目的として交付する奨励額を加算した額とし、奨励額は次のとおりとする。ただし、

いずれの場合においても、単身世帯の場合は奨励額の対象としないものとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち新築事業を行う者が、次条に規定する認定申請時において、次の要件を満たす場合の奨励額はそれぞれ20万円とする。ただし、この号における奨励額の上限額は40万円とする。

ア 世帯員全員が満45歳未満の場合

イ 町内に本支店又は営業所を置く建築業者等が請負施工した場合

ウ 小学6年生以下の子どもを養育する世帯の場合

エ 世帯内で満18歳に達した者（学生は除く。）で、世帯員全員が町内で就業（自営業を含む。）している場合。ただし、雇用形態は正社員及びアルバイト、パート等とする。

(2) 申請者のうち空き家購入事業を行う者が、次条に規定する認定申請時において、世帯員全員が満45歳未満の移住者の場合の奨励額は20万円とする。

3 新築事業又は空き地購入事業における補助対象経費は対象住宅の新築工事及び建設附帯工事に要する費用、空き家購入事業における補助対象経費は空き家の購入に要する費用とする。家具及び備品購入等に係る費用は補助対象としない。また、他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複する費用は補助対象としないものとする。

4 補助金の額に、1,000円未満の端数があるときには、補助金の額は、当該端数の金額を切り捨てた額とする。

5 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(認定)

第5条 申請者が、第3条第2項に掲げる要件を満たすことの認定（以下「認定」という。）を受けようとするときは、新築事業においては工事着手前、空き家購入事業においては住宅の売買契約前、空き地購入事業においては土地の売買契約前に、世羅町移住者等住宅支援事業交付対象者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 住宅の建築又は購入にかかる事業計画書（様式第3号）

(3) 住宅の建築又は購入にかかる収支計画書（様式第4号）

- (4) 移住者においては世帯員全員の住民票の写し、その他の過去5年以上の居住地の履歴（要件を満たすことがわかる履歴）を証明する書類。なお、空き家購入事業又は空き地購入事業のうち世羅町に住所がある者で世帯員全員が満45歳未満の世帯にあつては世帯員全員の住民票の写し
 - (5) 世帯員全員の世羅町内の土地及び家屋の所有状況が分かる証明書
 - (6) 住宅又は土地付近の住宅配置図
 - (7) 住宅の建築又は購入にかかる見積書等の写し（新築事業のみ）
 - (8) 建物平面図及び建物立面図（新築事業のみ）
 - (9) 建物を建設する土地の写真（新築事業のみ）
 - (10) 雇用証明書又は就業の状況が分かる書類（第4条第2項第1号（エ）の奨励額を受けようとする場合）
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
- 2 町長は、前項の書類の提出があつたときは、これを審査し認定したときには世羅町移住者等住宅支援事業交付対象者認定決定通知書（様式第5号）により、認定しないときには世羅町移住者等住宅支援事業交付対象者不認定決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。
 - 3 前項の通知を受けた申請者が、住宅の建築又は購入を中止しようとするときは、書面により第1項の申請を取り下げることができる。
 - 4 第1項の認定の有効期間は、新築事業又は空き家購入事業にあつては第2項の認定を受けた日から1年間、空き地購入事業にあつては第2項の認定を受けた日から2年間とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は規定の期間を1年間延長することができる。

（補助金の交付申請）

第6条 前条の認定を受けた申請者は、認定を受けた後、新築事業又は空き地購入事業においては工事着手前、空き家購入事業においては空き家の購入契約の締結をした日から2カ月以内に、世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 世羅町移住者等住宅支援事業交付対象者認定決定通知書の写し
- (2) 交付申請時における住所地の世帯員全員の市区町村税完納証明書。ただし、交付申請時に既に移住している場合において、まだ世羅町で町税が賦課されてい

ないときは、移住前の住所地における市区町村税完納証明書

(3) 売買契約書の写し（空き家購入事業又は空き地購入事業のみ）

(4) 工事請負契約書の写し（新築事業又は空き地購入事業のみ）

(5) 建物平面図及び建物立面図（空き地購入事業のみ）

(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定により建築確認申請を要する建物においては、同法の規定による確認通知書の写し

(7) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付決定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の変更等）

第8条 前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業の内容に変更が生じたときは、速やかに世羅町移住者等住宅支援事業補助金変更交付申請書（様式第9号）に変更内容が分かる書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認するときは世羅町移住者等住宅支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第10号）により、変更を承認しないときは世羅町移住者等住宅支援事業補助金変更交付不承認通知書（様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第9条 町長は、第7条の補助金交付決定においては、交付決定者に対し、当該住宅又は当該土地に建築した住宅に移住又は転居後10年以上定住することを条件として付すものとする。ただし、空き家購入事業において、やむを得ない事情により、当該家屋を取り壊し新築する場合はこの限りでない。この場合、交付決定者はこの旨を町長に届け出るものとする。

2 その他、町長は必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、事業完了及び住宅への転居後1箇月以内又は、3月31日のいずれか早い日までに、世羅町移住者等住宅支援事業補助金実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 移住又は転居後の世帯員全員の住民票の写し
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し
- (3) 新築、購入をした不動産の登記簿謄本の写し
- (4) 工事完了後の写真（新築事業又は空き地購入事業のみ）
- (5) 建築基準法の規定により建築確認申請を要する建物においては、同法の規定による検査済証の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、世羅町移住者等住宅支援事業補助金確定通知書（様式第13号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付請求書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査したうえ、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 町長は、交付決定者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第10条の規定による実績報告書を提出しないとき。
- (3) 第3条第2項の要件を充たさないとき。
- (4) 移住又は転居後10年以内に当該住宅から転居したとき。
- (5) 交付決定を受けた建物の所有権を他に譲渡等したとき。
- (6) 認定を受けた住宅への移住又は転居が実態を伴わないと認めるとき。
- (7) その他補助金の交付決定の内容若しくは、これに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付決定者について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用があるものとする。

3 町長は、前各項の規定による取消しをしたときは、世羅町移住者等住宅支援事業

補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条第1項及び第2項の規定による取消しをした場合において、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（関係書類の保存）

第15条 補助金の交付を受けた者は、事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日までに、令和3年4月1日告示施行前（以下、「改正前」という。）の本要綱に基づき補助金の交付決定を受けた補助事業は、令和3年4月1日以後においても補助金交付の条件が存する場合は、改正前の本要綱を適用する。また、改正前の本要綱による第5条の認定を受けた者は、その事業が完了するまでの間は、改正前の本要綱の適用を受けるものとする。

附 則（平成29年3月30日告示第70号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第83号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日告示第194号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日告示第87号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第64号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日告示第61号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第87号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月4日告示第63号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

世羅町移住者等住宅支援事業交付対象者認定申請書

年 月 日

世羅町長 様

住 所
氏 名

次のとおり世羅町移住者等住宅支援事業補助金の交付対象者としての認定を受けたいので、世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付要綱第5条の規定により必要書類を添えて申請します。

1 申請者及び同居予定

(ふりがな) 氏 名	続 柄	生年月日 (満年齢)	勤務先(学校)等 の名称	備 考
	本人			

※備考 学校に通学する者は、「勤務先(学校)等の名称」の欄に学校名及び学年を記入すること。

2 移住の概要 現住所(移住前の住所)

移住後の住所

3 添付書類

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 住宅の建築又は購入にかかる事業計画書(様式第3号)
- (3) 住宅の建築又は購入にかかる収支計画書(様式第4号)
- (4) 同一世帯となる予定者全員(以下、「世帯員全員」という。)の住民票の写し、その他の過去5年以上の居住地の履歴を証明する書類(空き家購入事業又は空き地購入事業において、町内に住所があり世帯員全員45歳未満の世帯は住民票の写しのみ提出)
- (5) 世帯員全員の世羅町内の土地及び家屋の所有状況が分かる証明書
- (6) 住宅又は土地付近の住宅配置図
- (7) 住宅の建築又は購入にかかる見積書等の写し(新築事業のみ)
- (8) 建物平面図及び建物立面図(新築事業のみ)
- (9) 建物を建設する土地の写真(新築事業のみ)
- (10) 雇用証明書又は雇用の状況が分かる書類(第4条第2項第1号の奨励額を受けようとする場合)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

様式第2号（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

世羅町長 様

住 所

氏 名

次のとおり世羅町移住者等住宅支援事業補助金の認定申請に当たり、私を含む世帯構成員は、次に掲げる事項について誓約します。

- (1) 世羅町移住者等住宅支援事業補助金の交付を受けるために提出するすべての書類の記載事項に偽りはない。
- (2) 10年以上継続して、交付決定を受ける当該住所地に定住をする意思がある。
- (3) 認定を受けた日から1年以内に交付決定を受ける当該住宅へ移住又は転居する。ただし、町長が特に必要と認める場合は、規定の期間を延長することができる。
- (4) 交付決定を受ける住宅及び土地の所有権を他に譲渡等しない。
- (5) 過去において、世羅町の同種の補助金交付を受けたことがない。
- (6) 空き家購入事業又は空き地購入事業においては、空き家又は空き地の所有権を有する者の3親等以内の親族ではない。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではない。
- (8) 移住又は転居後、町が実施するアンケート等、補助事業者に対するフォローアップに対して協力する。
- (9) 世羅町の住民としての自覚を持ち、地域との協調連帯に努めるとともに、世羅町の生活文化、自然環境等への理解を深め、より良き地域住民となる。
- (10) 空き家購入事業において、やむを得ない事情により、当該家屋を取り壊し新築する場合は町長に届け出る。
- (11) その他、補助金の交付決定内容、若しくはこれに付した条件又は世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付要綱の規定に違反しない。

様式第3号（第5条関係）

住宅建築又は購入にかかる事業計画書

年 月 日

世羅町長 様

住 所

氏 名

次のとおり世羅町移住者等住宅支援事業補助金の認定申請に当たり、補助対象事業にかかる事業計画書を提出します。

1 住宅又は土地の所在地

2 住宅又は土地の所有者

3 住宅の構造及び規模（空き地購入事業の場合は予定を記入）

構造 階建
（1階 m^2 、2階 m^2 、延べ面積 m^2 ）

4 施工業者名及び所在地（新築事業及び空き地購入事業のみ記入）

5 事業の内容

項 目		備 考
実施する事業	新築事業 空き家購入事業 空き地購入事業	該当の方に○を記入
見 積 額	円	空き地購入事業は予定額
補助対象経費	円	空き地購入事業は予定額
事業開始（予定）日（着工予定日）	年 月 日	
事業完了予定日	年 月 日	
引き渡し予定日	年 月 日	
住宅への入居予定日	年 月 日	

様式第4号（第5条関係）

住宅建築又は購入にかかる収支計画書

年 月 日

世羅町長 様

住 所

氏 名

次のとおり世羅町移住者等住宅支援事業補助金の認定申請に当たり、補助対象事業にかかる収支計画書を提出します。

資金内訳

項 目	金 額（円）	備 考
自己資金		
補助金		
合 計		

支払内訳

項 目	金 額（円）	備 考
合 計		

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

世羅町移住者等住宅支援事業交付対象者認定決定通知書

様

世羅町長

印

年 月 日付での申請については、世羅町移住者等住宅支援事業補助金の交付対象者として認定しましたので、世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により認定決定を通知します。

- 1 認定の補助事業 新築事業・空き家購入事業・空き地購入事業
- 2 認定事業の施工業者（新築事業・空き地購入事業のみ記入）
- 3 認定年月日 年 月 日

様式第6号（第5条関係）

第 号
年 月 日

世羅町移住者等住宅支援事業交付対象者不認定決定通知書

様

世羅町長

印

年 月 日付での申請については、世羅町移住者等住宅支援事業補助金の交付対象者として認定できませんので、世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により不認定決定を通知します。

不認定の理由

様式第7号（第6条関係）

世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付申請書

年 月 日

世羅町長 様

住 所

氏 名

次のとおり世羅町移住者等住宅支援事業補助金の交付を受けたいので、世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付要綱第6条の規定により必要書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 世羅町移住者等住宅支援事業交付対象者認定決定通知書の写し
- (2) 交付申請時における住所地の同一世帯となる予定者全員の市区町村税完納証明書。ただし、交付申請時に既に移住している場合において、まだ世羅町で町税が賦課されていないときは移住前の住所地における市区町村税完納証明書
- (3) 売買契約書の写し（空き家購入事業・空き地購入事業のみ）
- (4) 工事請負契約書の写し（新築事業・空き地購入事業のみ）
- (5) 建物平面図及び建物立面図（空き地購入事業のみ）
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定により建築確認申請を要する建物においては、同法の規定による確認通知書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

様式第8号（第7条関係）

指令第 号
年 月 日

世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付決定通知書

様

世羅町長

印

年 月 日付での申請のあった世羅町移住者等住宅支援事業補助金について、次のとおり交付することに決定したので、世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 金 円
(内訳)

--

2 交付の条件

- (1) 補助事業の内容に変更が生じたときは、速やかに変更手続きを行うこと。
- (2) 当該住宅に10年以上定住すること。
- (3) 交付対象者の認定を受けた日から1年以内に、当該住宅へ移住又は転居すること。
ただし、町長が特に必要と認める場合は、規定の期間を延長することができる。
- (4) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。
- (5) 住宅への転入又は転居後1箇月以内又は3月31日のいずれか早い日までに世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付要綱第10条の規定による実績報告書を町長に提出すること。
- (6) 世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付要綱第13条の規定により同条第1項各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部の取り消し、また14条の規定により全部若しくは一部の返還を命じる。

様式第9号（第8条関係）

世羅町移住者等住宅支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

世羅町長 様

住 所

氏 名

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった世羅町移住者等住宅支援事業補助金にかかる補助事業について、次のとおり変更したいので、世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により必要書類を添えて申請します。

1 変更する事項

2 変更する理由

3 添付書類

様式第10号（第8条関係）

指令第 号
年 月 日

世羅町移住者等住宅支援事業補助金変更交付決定通知書

様

世羅町長

印

年 月 日付での申請のあった世羅町移住者等住宅支援事業補助金について、次のとおり変更交付することに決定したので、世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

1 変更交付決定額 金 円

(内訳)

2 交付の条件

世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付決定通知書記載の交付条件とする。

様式第11号（第8条関係）

指令第 号
年 月 日

世羅町移住者等住宅支援事業補助金変更交付不承認通知書

様

世羅町長

印

年 月 日付で申請のあった世羅町移住者等住宅支援事業補助金について、次の理由により不承認とすることに決定したので、世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により不承認を通知します。

不承認の理由

様式第12号（第10条関係）

世羅町移住者等住宅支援事業補助金実績報告書

年 月 日

世羅町長 様

住 所
氏 名

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった世羅町移住者等住宅支援事業補助金にかかる補助事業について、次のとおり事業が完了しましたので、世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付要綱第10条の規定により実績報告します。

1 補助金交付決定額	円
補助金精算額	円
差引戻入額	円

2 添付書類

- (1) 移住又は転居後の世帯全員の住民票の写し
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し
- (3) 新築又は購入をした不動産の登記簿謄本の写し
- (4) 工事完了後の写真（新築事業又は空き地購入事業のみ）
- (5) 建築基準法の規定により建築確認申請を要する建物においては、同法の規定による検査済証の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

様式第13号（第11条関係）

第 号
年 月 日

世羅町移住者等住宅支援事業補助金確定通知書

様

世羅町長

印

年 月 日付で実績報告のあった世羅町移住者等住宅支援事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

交付確定額 金 円

様式第14号（第12条関係）

様式第14号（第12条関係）

世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付請求書

年 月 日

世羅町長 様

住 所
氏 名

年 月 日付 指令第 号で交付決定のあった世羅町移住者等住宅支援事業補助金の交付を受けたいので、世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により請求します。

1 請求額 円

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金融機関名	
同 店 舗 名	本店・支店・その他（ ）
預 金 種 目	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	フリガナ

様式第15号（第13条関係）

指令第 号
年 月 日

世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付決定取消通知書

様

世羅町長

印

年 月 日付 指令第 号で交付決定した世羅町移住者等住宅支援事業補助金について、次のとおり交付決定を取消したので、世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

1	取消金額	金	円
	取消後の金額		円
	取消前の金額		円

2 取消事由
世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付要綱
第13条第1項 号に該当するため